

令和2年10月

お客さま各位

小浜信用金庫

## 未利用口座管理手数料の新設について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年1月1日（金）以降に新規開設いただく普通預金口座、および、貯蓄預金口座に導入させていただくことと致しました。

本手数料はあくまでも、令和3年1月1日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座、および、貯蓄預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常時の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの口座が対象となることはございません。

なお、普通預金口座には総合口座も含まれます。

未利用口座管理手数料ご負担の詳細は、次のとおりとなります。

以下の①～⑤を全て満たす普通預金口座（総合口座を含む）、および、貯蓄預金口座を対象といたします。	
①	令和3年1月1日以降に開設された口座であること。
②	最後のお預入れまたは払戻し（当該口座へのお利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない口座であること。
③	該当の口座の残高が1万円未満であること。
④	同一店舗にて他のお預かりの金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）のお取引がないこと。
⑤	同一店舗にてお借り入れがないこと。

※紛失などご利用を停止されている口座も対象となります。

### 【未利用口座管理手数料のご案内について】

- お客さまの口座が未利用口座管理手数料ご負担の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。（「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなします。）
- ご案内後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引が無い場合に、年間1,200円（消費税別）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- 翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は手数料ご負担の対象となります。

### 【口座の自動解約について】

- 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能になった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店または下記お問い合わせ先までご連絡ください。

以上

<本件にかかるお問い合わせ先>

小浜信用金庫 業務部 TEL:0770-53-2126

(R20200248) 2020.10